

## 4 課税者(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯 (妻が給付対象となるケース)

課税者 個人事業主

- ・妻を専従者として雇用している
- ・個人住民税所得割が課税
- 定額減税対象



定額減税可能額

○所得税分 1人×3万円=3万円

○住民税分 1人×1万円=1万円

4万円

税法上、扶養にできない

妻 事業専従者

- ・課税者の専従者として雇用されている
- ・年間給与100万円以下
- ・所得税、個人住民税ともに非課税



- 所得税、個人住民税ともに非課税
- 本人として定額減税対象外
- 事業専従者
- 控除対象配偶者や扶養親族に含まれず、扶養親族としても定額減税対象外
- 個人住民税所得割課税者が同世帯にいるため、低所得世帯向け給付対象外

妻は不足額給付Ⅱの対象となる